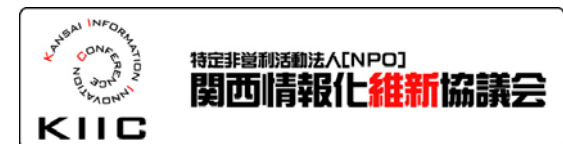


## 第4部 調査研究事業の報告

# 自治体の公共サービス改革

…市場化テスト、指定管理者制度、アウトソーシング…

特定非営利活動法人 関西情報化維新協議会



## 調査の主旨・目的

- ① 産、官、学の各界から参加
- ② アンケートや先進都市の事例のヒアリング
- ③ 自治体の公共サービスの最適化やビジネスモデルの構築等

## 市場化テストとは

---

官と民とを対等な立場で、競争入札に参加させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組み

### 効果

- ・ 行政サービスの質の向上
- ・ コストの削減
- ・ 官組織の刷新

## 狭義の市場化テストと広義の市場化テスト

最も狭義の市場化テスト	公共サービス改革法による官民競争入札 // 民間競争入札
狭義の市場化テスト	上記に加えて 公共サービス改革法によらない官民競争入札(※) // 民間競争入札 官民競争(コンペ・プロポーザル方式)
広義の市場化テスト	狭義の市場化テストに加えて 民間提案型アウトソーシング

(※) 「官民競争入札」という用語は、公共サービス改革法上の用語だが、本稿では、一般的に、官民競争を入札によって行うことを指している。

## 各制度の比較

### 官民競争入札、PFI制度、指定管理者制度等の比較

項目	官民競争入札等	PFI制度	構造改革 特区制度	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI法	構造改革特別区域法	地方自治法
対象	公共サービス (公共サービス改革法 による法令の特例措置 により、行政処分も対 象となり得る)	公共施設等の整備等 に関する事業	規制対象分野	「公の施設」の管理 (行政処分が含まれる 場合がある)
民間 事業者等 との関係	民法上の契約関係を基 本としつつ、本法によ り、当該契約関係に一 定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	民間事業者との契約を 要する場合は、民法上 の契約関係を基本とし つつ、特区法の規定に より、当該契約関係に 一定の制限等を課す仕 組み	地方公共団体による 「指定」(行政処分) により管理権限の委任 を行う仕組み
担い手の 決定	入札により決定(官も 入札参加対象)	入札により決定	特区計画の認定による	指定による

# 市場化テスト対比表

	基本視点（概要）	期待する効果（目的）	取組み（経緯）	今後の課題
大阪府	官民競争型 提案アウトソーシング型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民が能動的に行政に参画できる制度づくり</li> <li>●行政効率化によるコスト削減</li> <li>●職員の意識改革</li> </ul>	PPP（Public Private Partnership） 改革の推進  大阪府市場化テストガイドラインを策定  大阪府市場化テスト監理委員会を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間委託事業における行政の責任領域の堅持</li> <li>●もう一つの類型「官民競争型」の早期実施</li> </ul>
佐賀県	●協働化テスト	CSO（市民社会組織）等への役割拡充  地域の課題解決力の向上  県民満足度の向上  職員の新たな役割	県庁改進黨の策定  県民協働指針を策定  組織の変革	協働・委託事業への監視・モニタリング体制の確立  県民満足度の測定・記録の具体化・明解化
足立区 東京都	●官民高度協働型	行政自らが新たな地域の重要課題に対応  公共サービスの質的向上  サービスコストの削減	住民との「協働の歴史」の蓄積  公共サービス改革の推進に関する条例を 制定	官民協働への仕組みづくりの確立  組合問題を含め、複雑な雇用関係への対応
我孫子市 千葉県	●提案型公共サービス 民営化制度	民と官で担う「新しい公共」の創生  民間の創意工夫を生かした質の高い公共サ ービスの提供  経費の節減（財政の効率化）や行政のスリ ム化	公共サービスの担い手の多様化傾向  厳しい財政状況への対応（行財政改革の 断行）  施政方針における市長表明	民営化を提案しやすい環境づくり  構造改革特区につなげる取組みの検討  「自治基本条例」の早期制定
倉敷市 岡山県	●官民競争入札制度	官民協働の促進  行政サービスの改善  職員の意識改革	厳しい財政状況への対応（行財政改革の 断行）  市長マニフェスト	行政サービスの質の確保  公平性と透明性の確保  行政の責任確保

## 自治体にとってのSLAとは？

- ① ビジョン(目標)の明確化
- ② 業務の分析(BPR)
- ③ 客観的なサービス基準の明確化

## サービスコストの可視化（フルコスト計算の手順）

項 目	内 容
①直接事業費	事業担当課で把握している各種決算資料などから決算額を節・細節別/性質別に集計。
②直接人件費	直接事業に従事した職員(課長以下の職員・嘱託職員)の人件費を集計する。事務分担表などから人工数を把握し、職員が属する決算費目の平均人件費単価(全職員平均、職位別平均など)をもって算出。
③直接費計(①+②)	上記の直接事業費と直接人件費の合計。
④部門間接費	各課における共用消耗品費、旅費等の部門間接費については直接配賦せず、各事業に割り振る。
⑤コスト計(支出額・③+④)	上記までの合計が決算書ベース(現金主義会計)の事業コストとなる。
⑥非コスト項目(控除)	投資的経費(固定資産の取得費、臨時多額の修繕費等で減価償却計算を予定しているもの)、公債元本償還金、貸借対照表項目が算入している場合は控除。
⑦非支出経費(加算)発生主義会計の費用	減価償却費、退職給与引当金、金利。
⑧フルコスト(⑤-⑥+⑦)	コスト計(支出額)に上記を加減算したものをフルコストとする。



## まとめ

1. 官民競争と官民協働の2つの方向
2. アウトソーシングの抱える課題に真正面から向き合う
3. 公共サービスの質とコストの可視化
4. SLA(サービス・レベル・アグリーメント)が重要

「大きな公共」と「小さな地方」の実現には

“希望と勇気と覚悟”を持って新たな仕組づくりを！！

ご清聴ありがとうございました

---

NPO法人関西情報化**維新**協議会 副理事長

北條 喜久夫 hojo@kiic.jp

